

ローソン Ponta カード ハウス会員規約

第 1 章 (カードの発行等)

第 1 条 (カード名称)

株式会社クレディセゾン (以下「当社」という) が株式会社ローソン (以下「ローソン」という) と提携し、クレジットカード部分は当社、ポイント機能部分はローソン等の企業を参加企業とする Ponta ポイントサービスを提供する株式会社ロイヤリティマーケティングが行うカードをローソン Ponta カード ハウス (以下「カード」という) といいます。

第 2 条 (カードの発行)

お客様がローソン Ponta カード ハウス会員規約 (以下「本規約」という)、Ponta 会員規約及びローソン特約を承認し、当社及びローソン (以下「両社」という) にカード利用の申込みをされ、両社がカード利用を承諾した方 (以下「会員」という) に、当社は、カードを発行します。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

第 3 条 (カードの貸与)

- (1) カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限等 (以下総称して「カード情報」という) が表示されています。カードの所有権は当社にあり、カードは当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。
- (2) カード及びカード情報の利用は会員に限定され、カードを貸したり、預託したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などをしたりすることはできません。また、カード情報を会員以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は会員の負担とします。
- (3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。
- (4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、会員のご負担となります。ただし、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

第 4 条 (有効期限)

- (1) カードの有効期限は、当社が定めます。
- (2) (1) の有効期限までに特に会員からのお申し出がなく、当社が引続き会員として認めた方にカードを更新いたします。

第 5 条 (暗証番号)

- (1) 暗証番号は、会員に届け出ていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (2) 会員が本人以外の方に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、会員のご負担となります。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、その限りではありません。
- (3) 会員から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。

第2章（カードによる商品購入等）

第6条（カードのご利用）

- (1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、当社が店舗へ立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予め承認いただきます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。ただし、取り消しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、第11条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。
- (3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。
- (4) カード利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用もできません。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。
- (5) カードのご利用可能枠は、当社が決定した額までとします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。
- (6) 当社のクレジットカードを2枚以上お持ちの場合には、各カード毎に定められたご利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。ただし、それぞれのカードのご利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

第7条（弁済金の支払方法等）

- (1) 商品購入代金の支払金額及び支払方法は以下のとおりとします。
 - ①支払金額は商品購入代金を毎月10日（以下「利用締切日」という）に締切り、当月14日（以下「利用算定日」という）に（2）により算定した額とし、翌月4日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という）にお支払いいただきます。ただし、事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。
 - ②支払方法は、以下の口座振替払い、又は店頭払いのいずれかの方法のうち、会員が予め指定した方法とします。ただし、店頭払いは、当社が認めた場合に限りです。
 - (イ) 口座振替払い - 会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替により、お支払日にお支払いいただきます。なお、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。
 - (ロ) 店頭払い - 当社の指定する店舗・施設等で、お支払日までに（4）のご利用明細書に付帯するお支払票をご提示の上お支払いいただきます。（実際にお支払いいただいた日を以下「お支払実行日」という。）
- (2) お支払いはリボルビング払い（残高スライド方式）とします。リボルビング払いによる月々の支払金額（以下「弁済金」という）は、利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いの商品購入代金の残高（以下「リボ算定日残高」という）を基礎として、会員が予め選択した、末尾の「月々のお支払額算出表」記載の、4千円コース、8千円コース、1万2千円コース、2万円コースに定める金額とします。なお、会員の申し出があり、当社が認めた場合に、他のコースへの変更ができます。
- (3) 弁済金には毎月のリボ算定日残高に対し、当社所定のリボ手数料を含みます（With・In方式）。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月の5日又はお支払実行日の翌日から翌月の4日又はお支払実行日までの日割計算とします。ただし、利用日から起算して最初に到来するお支払日までの期間は、リボ手数料の対象といたしません。
- (4) （2）の弁済金としてお支払いいただく金額は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとします。
- (5) 会員は、当社が定める日までにお申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金を増額できます。
- (6) 手数料率、末尾「月々のお支払額算出表」記載の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第19条（本規約の変更等）の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせした時の残高を含め、変更後の手数料率及び金額が適用されます。

第8条（遅延損害金）

- (1) 弁済金のお支払いを遅滞した場合は当該金額の商品購入代金相当分に対し、各お支払日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算した遅延損害金をお支払いいただきます。
- (2) 第 20 条（期限の利益喪失）に該当した場合は商品購入代金残債務の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算した遅延損害金をお支払いいただきます。
- (3) 遅延損害金の料率の変更については第 7 条（弁済金の支払方法等）（6）を適用いたします。

第 9 条（商品の所有権）

購入された商品の所有権は、完済いただくまで当社に留保されます。

第 10 条（見本、カタログ等と現物の相違）

見本、カタログ等により商品購入された場合で、届いた商品等がそれらと相違するときは、ご利用店舗に対し商品等の交換又は契約の解除を申し出ることができます。

第 11 条（支払停止の抗弁）

- (1) 会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金のお支払いを停止することができます。
 - ①商品・権利の引き渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。
 - ②商品の破損、汚損、故障、又は商品・権利に何らかの欠陥がある場合。
 - ③会員が商品購入により店舗に対して持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。
- (2) 当社は、会員から（1）の支払いの停止のお申し出があったときは、直ちに当社の定める手続きをいたします。
- (3) （2）のお申し出をするときは、問題解決のために店舗との交渉に努めていただきます。
- (4) （2）のお申し出をしたときは、上記内容がわかるものを書面で（資料がある場合には資料を添付してください）当社に提出していただきます。また、お申し出の内容を当社が調査するときは、ご協力いただきます。
- (5) （1）の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、お支払いを停止することはできません。
 - ①商品購入が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。
 - ②1 回の商品購入に係る現金価格の合計が 3 万 8 千円未満のとき。
 - ③会員による支払い停止のお申し出内容が信義に反すると認められるとき。

第 3 章（キャッシングサービス）

第 12 条（キャッシングサービス）

- (1) 会員は、以下のいずれかの方法により当社からの融資（以下「キャッシングサービス」という）を受けられます。
 - ①当社及び当社が提携する金融機関等組織の現金自動預払機（以下「ATM」という）を利用する方法。
 - ②当社所定の手続きにより第7条（弁済金の支払方法等）(1) ② (イ) で会員が指定した金融機関口座に振込む方法。
 - ③その他当社が定める方法。
- (2) 1回あたりの融資金額は、原則として1万円単位といたします。ただし、(1) ②の方法による場合、及び当社が認める場合に限り1,000円単位とします。キャッシングサービスのご利用可能枠及び利用の停止については第6条（カードのご利用）(5)、当社クレジットカードを2枚以上お持ちの場合のご利用可能な上限額、及びそれぞれのクレジットカードのご利用可能枠については第6条(6)を適用いたします。
- (3) 当社は、会員のキャッシングサービスの利用方法について、当社が不適当と認めた場合には、キャッシングサービスのご利用をお断りすることがあります。

第13条（融資金の支払方法等）

- (1) キャッシングサービス利用による融資金（以下「融資金」という）及び利息（融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という）の支払金額は、融資金等を毎月末日（以下「融資金締切日」という）に締切り、翌月14日（以下「融資金算定日」という）に(2)(3)により算定した額とし、翌々月4日（金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第7条（弁済金の支払方法等）(1) ①に定めるお支払日と総称して以下、「お支払日」という）に、お支払いいただきます。
- (2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式（以下「リボルビング方式」という）、又は一括返済方式（以下「一括払い」という）のいずれかをご指定いただけます。
 - ①リボルビング方式 - 会員が予め選択した以下の8千円コース、1万2千円コース、2万円コース又はゆとりコースのうち当社が定めたコースによりお支払いいただく方法です。なお、会員の申し出があり、当社が認めた場合に、他のコースへの変更ができます。
 - 8千円コース - 毎月のお支払日までに、融資金等を8千円ずつ（8千円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高（以下「融資金リボ残高」という）が10万円を超えた場合は支払金額を4千円増額し、これに加え10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ増額します。
 - 1万2千円コース - 毎月のお支払日までに、融資金等を1万2千円ずつ（1万2千円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円を超えた場合は支払金額を4千円増額し、これに加え10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ増額します。
 - 2万円コース - 毎月のお支払日までに、融資金等を2万円ずつ（2万円未満の場合は全

額) お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 10 万円を超えた場合は支払金額を 4 千円増額し、これに加え 10 万円増す毎に支払金額を 4 千円ずつ増額します。

○ゆとりコース－ 毎月のお支払日までに、融資金等を 4 千円（融資金リボ残高が、4 千円未満の場合は全額、30 万円を超える場合は 1 万 1 千円）ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 10 万円増す毎に支払金額を 4 千円ずつ（融資金リボ残高が、30 万円を超える場合は、10 万円増す毎に 3 千円ずつ）増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

②一括払い－ お支払日までに融資金等を全額一括してお支払いいただく方法です（①の毎月の支払金額と②による支払金額とを合わせ、以下「返済金」という）。

③支払方法の変更－ 支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、融資金締切日現在の一括払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく金額は、①の融資金リボ残高及び変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。

④支払方法の自動変更サービス－ 当社所定の方法により、すべての融資金等の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。

- (3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。利息は毎月の融資金リボ残高に対し当月の 5 日又はお支払実行日の翌日から翌月の 4 日又はお支払実行日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々月の 4 日又はお支払実行日までの期間を日割計算します。なお、融資利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払義務はありません。
- (4) 返済金の支払方法については第 7 条（弁済金の支払方法等）（1）①但書及び②（イ）（ロ）を、返済金の請求通知等については第 7 条（4）を、返済金の増額については第 7 条（5）を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第 7 条（6）をそれぞれ適用します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。
- (5) (3) 又は (4) の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1 日分の利息をお支払いいただきます。
- (6) 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面（電磁的方法によるものを含む）を、キャッシングサービスのご利用又はご返済の都度交付するものとします。ただし、当社が当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付できるものとします。
- (7) (6) の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。

第 14 条（遅延損害金）

- (1) 返済金のお支払いを遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、会員はお支払日の翌日から完済に至るまで融資利率の 1.46 倍の実質年率（ただし、20.0%を上限とします）で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- (2) 第 20 条（期限の利益喪失）に該当した場合は、残債務（融資金）の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の 1.46 倍の年率（ただし、20.0%を上限とします）で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- (3) 遅延損害金の利率の変更については第 7 条（弁済金の支払方法等）（6）を適用いたします。

第 4 章（共通事項）

第 15 条（支払額の充当方法）

- (1) 会員からお支払いいただいた金額が、期限の到来した債務の全額に足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとしします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとしします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、リボルビング払いの支払停止抗弁に係る債務については、割賦販売法第 30 条の 5 の規定によります。

第 16 条（カードの紛失、盗難等）

- (1) カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合（以下「紛失等」という）、会員には、速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面をご提出の上、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。
- (2) (1) の場合、本人以外によるカード又はカード情報のご使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、会員にお支払いいただきます。
 - ① 会員が第 3 条（カードの貸与）に違反したことによる場合。
 - ② ① 以外に会員が本規約に違反した場合。
 - ③ 戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。
 - ④ 会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。
 - ⑤ 第 5 条（暗証番号）（2）にあたる場合。ただし、第 5 条（2）但書に該当する場合を除きます。
 - ⑥ カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。

- ⑦ (1) に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出 (以下、これらにつき本号において「各手続き」という) において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により (1) の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。

第 17 条 (カードの再発行)

紛失等によりカードが使用不能になった場合又は、カードの汚破損等により会員が再発行を希望する場合には、会員には当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に限り再発行します。この場合会員には当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

第 18 条 (お届け事項の変更等)

- (1) 会員には、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項 (取引目的等を含みます。) 等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。
- (2) 当社が会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも、通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により (1) の変更手続きをとれなかったと当社が認めた場合を除きます。
- (3) 当社は、会員と当社との各種取引において、会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

第 19 条 (本規約の変更等)

- (1) 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ (<https://www.saisoncard.co.jp/>) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。
 - ① 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
- (2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (<https://www.saisoncard.co.jp/>) において告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします

第 20 条（期限の利益喪失）

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。
- ① 弁済金のお支払いが遅れ、当社から 20 日以上相当な期間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内のお支払いがなかったとき。
 - ② 商品購入が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合で、会員の弁済金のお支払いが 1 回でも遅れたとき。
 - ③ お支払いが完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入された商品を質入、譲渡、賃貸に利用したとき。
 - ④ 返済金のお支払いが 1 回でも遅れたとき。ただし利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
 - ⑤ 自ら振出し又は引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
 - ⑥ 差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
 - ⑦ 会員又は会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てをうけたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。
 - ⑧ カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。
- ① 上記（1）①から④を除き、本規約上の義務に違反され、それが重大なものであるとき。
 - ② 会員の信用状態が著しく悪くなったとき。
 - ③ 会員が、第 22 条（その他承諾事項）（4）の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第 21 条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第 22 条（その他承諾事項）

- (1) 会員には以下の事項を予め承認いただきます。
- ① 第 7 条（弁済金の支払方法等）（3）の手数料、第 13 条（融資金の支払方法等）（3）の融資金の利息並びに第 8 条（遅延損害金）及び第 14 条（遅延損害金）の遅延損害金は、年 365 日（うるう年は年 366 日）の日割計算で行うこと。

②会員のカードについて第7条(1)②(イ)の口座振替によるお支払いが連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。

③当社が会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。

④カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。

⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。

(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。

①キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。

②会員のご都合により第7条(弁済金の支払方法等)、第13条(融資金の支払方法等)以外のお支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

③当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。

④与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。

⑤(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

(3) 当社は、以下各号の行為を行うことができます。

①当社が会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、又は譲り渡した債権を再び譲り受けること。

②当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。

③前号の場合に、当社がカードを無効化の上カードの再発行手続きをとることがあること。

④与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、会員の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることに。

⑤当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。

(4) 会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴

力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- (5) 当社が会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

第 23 条（会員資格の喪失等）

- (1) 会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

①第 20 条（期限の利益喪失）（1）又は（2）各号のいずれかに該当したとき。

②会員がカードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないうとき。

③個人信用情報機関の情報により、会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき。

④第 18 条（お届け事項の変更等）（1）に違反したことなどにより、当社から会員への連絡が不可能と判断したとき。

⑤換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。

⑥第 7 条（弁済金の支払方法等）（1）②（イ）の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条（2）⑤の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。

⑦当社に対する暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。

⑧会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から会員への連絡が困難と判断したとき。

⑨会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。

- (2) (1) の処置は、店舗、ATM を通じて行なうなど当社所定の方法により行います。
- (3) 会員のご都合でカードを解約される場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。
- (4) 会員が会員資格を喪失した場合、又は会員がカードを解約した場合は、Ponta ポイントサービスの利用を停止いたします。
- (5) 会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。
- (6) 会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。

第 24 条 (ポイントサービス)

ポイント機能部分については、本規約、Ponta 会員規約及びローソン特約が適用されます。

■ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表 (第 7 条 (2) 参照)



	4 千円コース	8 千円コース	1 万 2 千円コース	2 万円コース
リボ算定日残高	弁済金	弁済金	弁済金	弁済金
1 円～100,000 円	4,000 円	8,000 円	12,000 円	20,000 円
100,001 円～200,000 円	8,000 円	12,000 円	16,000 円	24,000 円
200,001 円～300,000 円	12,000 円	16,000 円	20,000 円	28,000 円
以降 100,000 円増すごとに 4,000 円ずつ加算				

※弁済金が上記の算出表の該当の弁済金に満たない場合には、全額となります。

■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表 (第 13 条 (2) ①参照)

	8 千円コース	1 万 2 千円コース	2 万円コース	ゆとりコース
融資金リボ残高	月々のお支払額	月々のお支払額	月々のお支払額	月々のお支払額
1 円～100,000 円	8,000 円	12,000 円	20,000 円	4,000 円
100,001 円～200,000 円	12,000 円	16,000 円	24,000 円	8,000 円

200,001 円～300,000 円	16,000 円	20,000 円	28,000 円	12,000 円
300,001 円～400,000 円	20,000 円	24,000 円	32,000 円	11,000 円
400,001 円～500,000 円	24,000 円	28,000 円	36,000 円	14,000 円
以降 100,000 円増すごとに	4,000 円ずつ加算			3,000 円ずつ加算

※利息は毎月のお支払額に含まれております。

※新たなお借入れ又は、お支払日前までにお支払をされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に 1,000 円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は 5,000 円までとします。

※月々のお支払額が算出表の該当お支払額に満たない場合には、全額となります。

※ゆとりコースについては、新たなおカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

■ショッピング リボルビング利用代金 具体的お支払い例

4 千円コース、実質年率 15.0%の場合

2 月 11 日～3 月 10 日までに 30,000 円ご利用の場合

◇初回（4 月 4 日）お支払い（ご利用残高 30,000 円）

- ・リボ手数料：ありません
- ・元本充当分：4,000 円
- ・お支払後残高：30,000 円－4,000 円＝26,000 円

◇第 2 回（5 月 4 日）お支払い

- ・リボ手数料：26,000 円×15.0%÷365 日×10 日＋26,000 円×15.0%÷365 日×20 日＝319 円
- ・元本充当分：4,000 円－319 円＝3,681 円
- ・お支払後残高：26,000 円－3,681 円＝22,319 円

■附則

第 1 条（ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表）

ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表に基づく月々のお支払額は、2020 年 3 月ご請求分までは、新たなおカードの利用がないときは、前回と同額の支払金額となります。

2020 年 1 月現在

(問い合わせ先)

- (1) 商品購入についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用になった店舗にご連絡ください。
- (2) 立替払い（お支払い）、支払停止の抗弁に関する書面（第 11 条（支払停止の抗弁）（4））及びキャッシングサービスについてのお問い合わせ・ご相談は下記にご連絡ください。

株式会社クレディセゾン

〒170-6073 東京都豊島区東池袋 3-1-1

包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第 11 号

貸金業者登録番号 関東財務局長（13）第 00085 号

セゾンカードインフォメーションセンター

〒165-8555 東京都中野区江原町 1-13-22

0570-064-766

※国際電話、IP 電話をご利用の場合は 東京 03-5996-1016、大阪:06-7709-8014 におかけください。

◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL:0570-051-051

- | |
|--|
| <p>●本規約に同意されない場合又はお送りしたカードがご不要の場合には、お手数でもカードご利用開始前にカード裏面に記載されているお問い合わせ先へ解約される旨をご連絡のうえ、カードを切断し、ご自身で破棄をお願いいたします。</p> |
|--|